

「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の
会計処理に関する監査上の取扱い(公開草案)」に対する意見書

平成 16 年 10 月 18 日
全国銀行協会

1. 貸倒引当金の実質的な戻入れ等について

本文「3.」の「(4)」の全文及び「計算例」の最後のなお書きは削除するか、または計画の実現可能性が高いとは限らない案件を対象とする扱いに限定すべきである。

理由イ：期末の状態は同等の債務者・債権なのに、DDS 経由の劣後債権かニューマネー（DIP 的ローン等）経由の劣後債権かという、言わば「前世の違い」により要引当額が乖離しうるのは債権者の期末の財政状態等を適正に表示することにならないのではないか。

理由ロ：「合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画と一体として行われる」等の要件を充足する DDS を対象とする（公開草案の本文「2.」のなお書き等）にも拘らず、要引当額の算定時に「経営改善計画の策定に伴う資本的劣後ローンの回収可能見込額の増加は、当該経営改善計画が実行され、その履行状況を確認してから考慮すべき」とすることや、一定の場合には債務者区分等の判断においては DDS 実行後の効果を直ちに反映しうるにもかかわらず、要引当額の算定時には「DDS を実施した期に貸倒引当金を戻し入れることは、会計上合理的とは認められない。」とすることは不整合であり、過度の保守主義になりうるのではないかと。

また、本文「3.」の「(2)」の「」中、簡便法に関する「ロ。」の「DDS 実施前に適用していた」を削除するほか、「計算例」の「簡便法」等においても以下の理由に対応するような修正をすべきである。

理由：計算例で「原則法」と「準株式法」の優先部分には（DDS 実施後の債務者区分に対応する）5%の引当率が直ちに認められるのだから、「簡便法」だけ（DDS 実施前の債務者区分に対応する）20%の予想損失率を当面使用せざるを得ないのは、計算例の中で自己矛盾ではないか。「簡便法」でも、合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画と一体として行われる場合には、（DDS 実施後の債務者区分に対応する）5%の引当率が直ちに認められるべきである。

2. 簡便法における引当割付方法について

「簡便法」において、(優先・劣後合計の)PD と LGD がそれぞれ測定できる場合には、生存時と倒産時の各期待値を加重平均した以下のような引当割付方法に基づき優先・劣後それぞれの引当額 (率) を算定する方法も合理的であるため、計算例の「簡便法」の中の「この場合には、～」の段落と「なお、～」の段落の間に一段落挿入して「簡便法」の中の厳密法的なバリエーションとして適当な解説とともに例示するべきである。

理由：引当割付結果としては、「原則法」と同じになるが、「原則法」のようにLGDを優先・劣後で分別入手できず「簡便法」のように債務者全体ベースでのみ入手できるが、「簡便法」の中の本来法のように単純に全て劣後に充当するのは乱暴と考える債権者にとっては意味がある。

(計算例) PD、LGDがそれぞれ50%、40%と測定できる場合

優先	5	(5%)
劣後	300	(50%)
トータル	305	(43.5%)

< 計算式 >

シナリオ	回収額	うち優先	うち劣後	
生存50%	1,800	1,200	600	
倒産50%	1,080	1,080	0	1 $1,800 \times (1-40%) = 1,080$

期待値	1,440	1,140	300	
(全引当額)	(360)	(60)	(300)	
(うちA銀行の引当額)	(305)	(5)	(300)	2 $60 \times 100 \div 1,200 = 5$

3. 原則法における優先債権の引当額算定方法について

「計算例」の「原則法」において、優先債権のPD、LGDが例えばそれぞれ50%、10%と測定できる場合には、(劣後債権を資本的劣後ローンとみなして分類した甲社の債務者区分に対応するDDS実施後の貸倒引当金の引当率である5%だけではなく、劣後債権に対する引当額の算定方法と同様の算定方法()も認められる旨も明記すべきである。

$$\text{優先債権} \quad 100 \times 50\% (\text{PD}) \times 10\% (\text{LGD}) = 5$$

4. 「PD」の算定方法について

「PD」を「DDS」実施前の格付に準じて算定するのか、「DDS」実施後の格付により算定するのかが不明確であるため、個別企業毎の「経営改善計画」の実現可能性を織り込んだ「DDS」実施後の格付(劣後債権を資本的劣後ローンとみなした格付)により

算定する旨を明示すべきである。

5. 計算例の追加について

実質債務超過が解消される場合の計算例も示していただきたい。保全部分がある場合の例を示すなど、保全に対する考え方を示していただきたい。また、その場合のLGDの取扱いについても明示していただきたい。

以 上